

**絶対審査**

1項目でも不適合

認定拒否

## ◆放送を実施する上で必ず満たすべき条件への適合性を審査

〔放送法第93条第1項及び放送法関係審査基準（以下「審査基準」という。）第6条、別紙2〕

- ・ 基幹放送局設備の確保可能性
- ・ 経理的基礎
- ・ 技術的能力、技術基準の適合維持義務
- ・ マスメディア集中排除原則への適合性
- ・ 放送番組審議機関の設置
- ・ 災害放送の実施
- ・ 欠格事由（外資規制及び処罰歴）への非該当

等

**第一次比較審査**

## ◆以下の基準への適合性を審査〔審査基準第7条別紙3「2」〕

## ■ 以下の①～④のいずれにも適合する申請を優先

- ① 広告放送の割合：3割を超えない
- ② 青少年の保護：成人向け番組を行わない
- ③ 字幕番組の充実：字幕付与率5割以上
- ④ 放送番組の高画質性：ピュアHD番組の比率が5割以上

**第二次比較審査**

## ◆以下の手順で審査〔審査基準第7条別紙3「3」、「7」〕

以下の順序で、指定できる周波数がある場合に、10項目により比較審査し、総合評価

## 【審査の順序】

1. 既存SD番組のHD化に係る申請
2. 12スロットHDの新規申請
3. その他の申請

## 【審査項目】

- ① 資金調達の適正性及び確実性、② 収支の適正性及び確実性、③ 事業者の多様性、④ 放送番組の多様性、⑤ 広告放送の割合、⑥ 青少年の保護、⑦ 字幕番組等の充実、⑧ 放送番組の高画質性、⑨ 災害に関する放送の実施、⑩ 放送番組の視聴需要

# BS放送（左旋）及び東経110度CS放送（左旋）における衛星基幹放送業務の認定に係る審査基準（案）の概要

## 絶対審査

1項目でも不適合

認定拒否

### ◆放送を実施する上で必ず満たすべき条件への適合性を審査

〔放送法第93条第1項及び放送法関係審査基準（以下「審査基準」という。）第6条、別紙2〕

- ・基幹放送局設備の確保可能性
- ・経理的基礎
- ・技術的能力、技術基準の適合維持義務
- ・マスメディア集中排除原則への適合性
- ・放送番組審議機関の設置
- ・災害放送の実施
- ・欠格事由（外資規制及び処罰歴）への非該当

等

### ◆以下の基準への適合性を審査〔審査基準第7条別紙3「2」〕

#### ■以下の①～③のいずれにも適合する申請を優先

- ①青少年の保護：成人向け番組を行わない
- ②字幕番組の充実：字幕付与率5割以上
- ③放送番組の高画質性：ピュア4K・8K番組とそれ以外の番組を視聴者に明らかにする措置を講ずること

### ◆以下の基準への適合性を審査〔審査基準第7条別紙3「3」、「5」〕

#### ■以下の各項目ごとに、より適切な申請を総合評価

- ①青少年の保護：成人向け番組を行わない、かつ、青少年保護措置がより充実
- ②字幕番組等の充実：字幕付与率がより高い、解説付与率がより高い
- ③放送番組の高画質性：ピュア4K・8K番組比率がより高く、ピュア4K・8K放送をより確実に行うことができる体制がある
- ④放送の能率的な普及：できるだけ早期の放送開始予定

## 第一次比較審査

## 第二次比較審査